**平成２０年（フ）第４２１号**
長野県須坂市墨坂南５丁目３番１号
破産者　小池　章夫
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第６２６６号**
神戸市灘区桜ケ丘町５番15号、開始決定時の住所神戸市灘区八幡町１丁目９番４号
破産者　多田　幸輔
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第１８６号**
鳥取県鳥取市西品治103番地12
破産者　東口　洋幸
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成１９年（フ）第４０号**
広島県広島市中区江波二本松２－９－15　山本マンション305号、旧住所愛媛県今治市玉川町中村甲776番地１
破産者　別府　雅子
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２０年（フ）第７０号**
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目23番16
破産者　吉田　忠春
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

**平成２０年（フ）第５４８号**
愛知県一宮市千秋町町屋字東沼37番地16
破産者　山村　一徳
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２０年（フ）第８４８号**
京都府宇治市五ヶ庄福角54番地
破産者　山西　泰洋
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第４９号**
福岡県小郡市希みが丘２丁目７番地４
破産者　福田　邦子
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２０年（フ）第１２号**
大分県竹田市大字竹田1281番地１
破産者　三浦　浩造
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

**平成２１年（フ）第１号**
大分県竹田市大字飛田川1612番地
破産者　堀　　隆憲
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

**平成２０年（フ）第３２８号**
宮崎県都城市高城町有水77番地１、前住所鹿児島市下荒田２丁目39番９号　赤嶺ビル201
破産者　北野　シゲ
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

**平成１９年（フ）第８６号**
熊本県人吉市東間上町2842番地５、旧住所熊本県人吉市駒井田町208番地16
破産者　福島　憲一
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

**平成２０年（フ）第５２２号**
宮崎市大橋３丁目107番地１　サーパス大橋705号
破産者　髙橋　達郎
1　決定年月日　平成21年７月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２０年（フ）第９４１号**
岩手県花巻市桜町１丁目624番地５、旧住所横浜市神奈川区斎藤分町37番30号　清山荘101号
破産者　三宅　達也
1　破産債権の届出期間　平成21年８月19日まで
2　一般調査期日　平成21年８月27日午前10時20分
平成21年７月28日
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第２６４５号**
大阪市西淀川区姫里３丁目３番21号
破産者　株式会社島商
1　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
2　一般調査期日　平成21年10月30日午後３時30分
平成21年７月28日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第３２号**
京都府亀岡市北河原町２丁目８番１―504号
破産者　小森　靖人
1　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで
2　一般調査期日　平成21年10月14日午前10時10分
平成21年７月28日
京都地方裁判所園部支部破産係

## 破産債権の特別調査期間

**平成１９年（フ）第２２１号**
岡山県岡山市十日市東町６番28―５号　203号、開始決定時の住所岡山県津山市高野本郷2041番地２
破産者　楠　　隆年
特別調査期間　平成21年８月18日から平成21年８月25日まで
平成21年７月28日　岡山地方裁判所津山支部

## 債権者集会招集

**平成１９年（フ）第４１８号**
愛媛県松山市祝谷４丁目953番地１
破産者　藤田組株式会社
1　期日　平成21年９月３日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年７月28日　松山地方裁判所